

案件2 事前質問・意見等について

| ① | 食品ロス削減計画の今までの実績 | 質問者 | 加藤委員 |
|----------|--|-----|------|
| 質問 意見 | 今後の食品ロス削減推進素案の概要 | | |
| 回答 | <p>[環境政策課]</p> <p>当市の食品ロス削減推進計画は、県の計画にならい「目標」、「現状及び基本的な方向」、「施策の方向性及び各主体の取組」を主な内容にする予定であり、当市の現状を示した上で、県策定の計画目標※を踏まえて、当市の目標を策定し、それを達成するための基本的な方向性を示していきたいと考えております。</p> <p>※令和12年度までに一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合を令和元年度比で50%削減、食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合80%</p> | | |
| ② | | 質問者 | 加藤委員 |
| 質問 意見 | <p>1, 食品ロス削減運動の市民活動への連携</p> <p>2, 産業廃棄物の食品廃棄物の有効活用</p> <p>3, 食品包装でのプラスチックゴミの削減にむけて、スーパー等への働き掛け</p> <p>4, 食品関係廃棄物の分別</p> | | |
| 回答 | <p>[環境政策課]</p> <p>1. 市では、食品ロス削減に向けた取組として、市内ホテル事業者などとともに3010運動（乾杯後の30分から20分、終了前の10分から15分、席を立たずに食事を楽しむ運動）を推進し、協力店として登録した事業者（23事業者）を推進認定店として認定する「八戸市3010運動推進店認定制度」を平成29年度から実施しております。</p> <p>また、今年度は「8エコ大作戦～はちのへのごみを減らそう～」と題して、エコ料理の実演イベントの開催やSNS等を活用して、家庭における食品ロスの削減やごみ減量につながる料理のレシピやアイデアを広く募集し、優良作品を広範囲に拡散・浸透させることで家庭系一般廃棄物における未使用食品や食べ残しの排出抑制を図りたいと考えております。</p> <p>2. 産業廃棄物に区分される動植物性残さにつきましては、市内の事業者において、食品製造加工業から排出される動植物性残さ（豚、鶏などの骨や内臓、卵殻）を鳥や豚の飼料、たい肥、ボイラー燃料にするなどして有効活用しております。</p> <p>3. 一部のスーパー等では、容器包装リサイクル法により容器包装の使用の合理化のための取組が義務付けられており、プラスチック製買い物袋の有料化やトレイなどの容器包装の店頭回収を実施しております。現状、各事業者とも積極的に取り組み、市民に広く普及してきている状況にあると認識していることから、市では、プラスチックごみの削減に向けたスーパー等への働きかけは行っておりません。</p> <p>4. 市では、家庭等から排出される食品関係廃棄物は燃やせるごみとしておりますが、環境負荷を低減させるため、家庭から出る使用済みの天ぷら油や古くなった植物性油を回収、業者に売却しており、この使用済みの油はBDF（バイオディーゼル燃料）に精製され発電の燃料に使われております。</p> | | |

| ③ | 3. 青森県の状況について | 質問者 | 守田委員 |
|----------|--|-----|------|
| 意見 質問 | <p>推進計画の目標では、令和12年度の一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合は令和元年度比50%とあります。 八戸市において、令和元年度の可燃ごみに含まれる未使用食品と食べ残しの割合はどれ位になるのでしょうか。</p> | | |
| 回答 | <p>〔環境政策課〕 県が令和元年度に実施した一般廃棄物組成分析調査では、八戸市の生活系可燃ごみにおける割合は、未使用食品が0.7%、食べ残しが9.3%、事業系では未使用食品が0.6%、食べ残しが8.5%となっております。</p> | | |
| ④ | | 質問者 | 溝江委員 |
| 質問 意見 | <p>国全体として食品ロスに対する関心が高まっている中での「食品ロス削減推進計画」策定の意義が高く、削減効果を期待したい。</p> | | |
| 回答 | <p>〔環境政策課〕 御意見として承り、効果が期待できる計画となるよう努めてまいります。</p> | | |
| ⑤ | 食品ロス削減推進計画の策定について | 質問者 | 鈴木会長 |
| 質問 意見 | <p>一般廃棄物処理基本計画と同様に審議時間が短いのではないかと懸念しています。十分な審議時間が確保されることを望みます。 本計画は、一般廃棄物処理基本計画と整合した内容となるように注意して審議を進めていきたいと思えます。</p> | | |
| 回答 | <p>〔環境政策課〕 食品ロス削減推進計画の策定につきましては、10月の審議会で素案を提出させていただき、10月を含めて計3回の審議会で御審議いただきたいと考えております。 そのため、なるべく御審議いただく期間を多く設けることができるよう、事前に委員の皆様へ素案をお届けし、審議会の前後も事務局を通じて随時協議できる体制づくりに努めてまいります。 また、当該計画の策定においては、県と同様に一般廃棄物処理基本計画の中に推進計画を位置付けることとしておりますので、一般廃棄物処理基本計画と齟齬が生じないよう、素案の作成を進めてまいります。</p> | | |